

## 九州大学全学レンタルスペース規則

令和3年度九大規則第35号  
制定：令和3年7月30日  
最終改正：令和4年4月28日  
(令和4年度九大規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学における施設等の有効活用に関する指針に基づき、九州大学（以下「本学」という。）における全学レンタルスペース（以下「レンタルスペース」という。）の管理等に関し全学的な共通事項を定めるものとする。

(名称及び目的)

第2条 レンタルスペースの名称及び目的等は、別に定める。

(管理運用区分)

第3条 レンタルスペースの管理運用は、次に掲げる区分（以下「管理運用区分」という。）により行う。

- (1) 全学管理スペース 公募により使用を決定するスペースをいう。
- (2) 総長裁量スペース 総長が使用を決定するスペースをいう。

2 前項各号の管理運用区分は、必要に応じて九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条に定めるキャンパス計画及び施設管理委員会（以下「委員会」という。）及びこの規則第6条に定める全学レンタルスペース管理運営委員会の議を経て、変更することができる。

3 レンタルスペースは、委員会及びこの規則第6条に定める全学レンタルスペース管理運営委員会の議を経て、新たに追加し又は廃止することができる。

(管理責任者)

第4条 レンタルスペースがあるキャンパスごとに管理責任者を置き、総長が指名する副学長、副理事又は九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第25条に定める部局長（以下「部局長」という。）をもって充てる。

2 管理責任者は、当該キャンパスのレンタルスペースの管理に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第5条 委員会は、レンタルスペースの運用の実態について、必要に応じて審議・調査する。

(地区委員会)

第6条 九州大学キャンパス計画及び施設管理委員会規程（令和3年度九大規程第3号）第8条の規定に基づき、委員会に、各キャンパスにおけるレンタルスペースの管理運営に関する事項を審議・調査させるため、キャンパスごとに全学レンタルスペース管理運営委員会（以下「地区委員会」という。）を置く。

2 地区委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(使用資格)

第7条 レンタルスペースを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) レンタルスペースの目的に沿った教育研究等の活動（本学の教職員が当該活動の代表

者であるものに限る。)を行う者

(2) 総長が必要と認めた者

(使用の許可)

第8条 全学管理スペースを使用しようとする者は、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、所定の手続きにより、総長の許可を得なければならない。

2 総長は、全学管理スペースの使用の許可に当たっては、委員会及び地区委員会の議を経るものとする。

3 前項に定める委員会及び地区委員会の審議においては、使用目的、使用内容その他それぞれの委員会が定める資料により行うものとする。

4 総長裁量スペースを使用しようとする者は、あらかじめ委員会の委員長（以下「委員会委員長」という。）に願い出た上で、所定の手続きにより、総長の許可を得なければならない。

5 総長は、総長裁量スペースの使用の許可に当たっては、委員会の議を経るものとする。

6 前項に定める委員会の審議においては、使用目的、使用内容その他委員会が定める資料により行うものとし、申請内容について、該当スペースの管理責任者等に確認を行うものとする。

7 総長は、レンタルスペースの使用を許可する権限を、総長が指名する副学長、副理事又は部局長に委任することができる。

(使用の許可内容の変更)

第9条 レンタルスペースの使用を許可された者（以下「使用者」という。）のうち、全学管理スペースに係る使用者は、当該使用の途中において、前条の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、あらかじめ管理責任者に願い出た上で、所定の手続きにより、総長の許可を得なければならない。

2 総長裁量スペースに係る使用者は、当該使用の途中において、前条の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、あらかじめ委員会委員長に願い出た上で、所定の手続きにより、総長の許可を得なければならない。

3 前2項の許可に当たっては、委員会及び地区委員会の議を要しないものとする。

(使用期間)

第10条 レンタルスペースの使用期間は、原則として使用開始日から当該使用開始日が含まれる年度の末日までとし、延長する場合は、1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、5年を超える期間のプロジェクト等であって総長が必要と認めたものについては、この限りでない。

2 全学管理スペースに係る使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、あらかじめ管理責任者の承認を得た上で、総長の許可を得なければならない。

3 前項の許可に当たっては、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、総長は、必要に応じて第13条に規定する活動成果を考慮するものとする。なお、第1項に定める1年ごとの更新においては、第8条第2項の規定にかかわらず、委員会及び地区委員会の議を要しないものとする。

4 総長裁量スペースに係る使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するとき

は、あらかじめ委員会委員長の承認を得た上で、総長の許可を得なければならない。

5 前項の許可に当たっては、第8条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、総長は、必要に応じて第13条に規定する活動成果を考慮するものとする。なお、第1項に定める1年ごとの更新においては、第8条第5項の規定にかかわらず、委員会の議を要しないものとする。

(禁止する実験等)

第11条 使用者は、レンタルスペースにおいて、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項又は第5項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験
- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験
- (4) その他管理責任者が、レンタルスペースの管理上支障があると認めた実験等

2 前項の規定(第4号の規定を除く。)にかかわらず、管理責任者に願い出た上で、総長が必要と認めた場合は、使用者は、レンタルスペースにおいて、当該実験等を実施することができる。

(適正使用)

第12条 使用者は、レンタルスペースの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、管理するレンタルスペースの使用者が、この規則等及び許可条件に違反したとき、又はレンタルスペースの管理上支障があると認めるときは、総長にその事実を報告するものとし、総長は所定の手続により、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、当該レンタルスペースからの退去を命ずるものとする。

(活動成果の報告)

第13条 使用者は、委員会の求めがあった場合は、使用期間満了時に、所定の手続により、レンタルスペースにおいて行った活動成果を、総長に報告しなければならない。

(光熱水料等)

第14条 使用者は、レンタルスペースにおいて使用した光熱水料及び使用料を負担しなければならない。

2 前項の光熱水料及び使用料の額、徴収方法等については、別に定める。

(使用の終了等)

第15条 使用者は、レンタルスペースの使用が終了したとき、又は第12条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該レンタルスペースからの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等(以下「施設等」という。)を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したとき

は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第17条 レンタルスペースに関する業務は、事務局各課の協力を得て、公募に係る事務については地区委員会を担当する事務部が行うものとし、レンタルスペースの管理に関する事務については当該レンタルスペースが入る建物を管理する部局の事務部が行うものとする。

2 地区委員会に関する事務及びレンタルスペースの管理に関する事務（レンタルスペースの使用料の管理及び運用に関する事務を含む。）の詳細については、別に定めるところによるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、レンタルスペースの使用等に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日までに九州大学学内共通利用施設規則（平成16年度九大規則第60号（以下「施設規則」という。））の規定に基づき、グローバルイノベーションセンター、コラボ・ステーションⅠ、コラボ・ステーションⅡ、総合研究棟（筑紫地区）、総合研究棟（病院地区）、総合研究棟（大橋地区）、伊都キャンパス全学共用スペース及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所施設の使用を許可された者であって、当該許可された使用期間の末日が施行日以降となっているものについては、この規則の相当規定に基づき施設の使用を許可されたものとみなし、使用期間については、施設規則の規定に基づき使用を許可された期間とする。

附 則（令和4年度九大規則第3号）

この規則は、令和4年5月1日から施行する。